

岐阜県公報

第千九百六十四号
平成二十年七月十五日
(火曜日)

告示

岐阜県告示第四百五十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十年七月十五日

岐阜県知事 古田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

高山市塩屋町一五四九の八から一五四九の一まで、一五五〇の一

二 指定の目的

土砂の崩壊の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び高山市役所に備え置いて縦覧に供する。)

目次

告示

○保安林に指定する予定である旨の通知
○道路の区域変更

公 示

○もとす広域連合の規約の変更の届出
○特定非営利活動法人の設立認証申請
○落札者等に関する公示
○公共測量の終了

雑 報

○岐阜県市町村職員共済組合決算公告

(市町村課)五二二

(用地課)五二二

(医療整備課)五二二

(環境生活政策課)五二一

(市町村課)五二一

(治山課)五〇九
(道路維持課)五一一

岐阜県告示第四百五十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十年七月十五日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

高山市江名子町二六七三の一から二六七三の三まで

二 指定の目的

土砂の崩壊の防備

三 指定施業要件

（一）立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

（二）立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び高山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第四百五十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十年七月十五日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

高山市下切町三〇四から三三二一まで、三三二二の一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

（一）立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（二）立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び高山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第四百五十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十年七月十五日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

飛騨市河合町天生字西ヶ洞二九

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

（一）立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

（二）立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び飛騨市役所に

備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第四百五十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十年七月十五日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

下呂市金山町祖師野字高洞一〇五八の二、一〇五九、一〇六〇、一〇六一、一〇六八の四

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び下呂市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第四百六十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十年七月十五日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年七月十五日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類		路線名		区 間		区域の変更前後		敷地の幅員（メートル）		延長（メートル）		備考
県道	黒屋野井線	岐阜市小野二丁目三番地先から同市下槇飼二丁目一番地先まで	後	前	六・七・二・三	六・七・二・六	一四・五・〇	一四・五・〇				

公 示

○もとす広域連合の規約の変更の届出
地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百九十一条の第三項の規定によりもとす広域連合長から届出のあったもとす広域連合の規約の変更については、平成二十年六月二十七日付けで受理したので、同条第五項の規定によりその旨を公表する。

平成二十年七月十五日

岐阜県知事 古 田 肇

○特定非営利活動法人の設立認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十年七月十五日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 申請のあった年月日 平成二十年六月二十七日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人フィン・ユール アート・ミューシウムクラブ
- 三 代表者の氏名 田中 清文
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県高山市松倉町二一五番地
- 五 定款に記載された目的 この法人は、世界の芸術文化に関心のある人に対して芸術、文化の振興を図る活動に関する事業を行い、東洋と西洋の文化交流の場を創ることを目的とする。

。落札者等に関する公示

岐阜県の商品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成七年岐阜県規則第百二十号）第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

平成二十年七月十五日

岐阜県知事 古 田 肇

- 1 調達物品の名称及び数量 平成20年度岐阜県立多治見病院第2回半期分ボイラー用燃料 重油 JIS1種1号 約650kg
- 2 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 3 入札公告を行った日 平成20年1月11日
- 4 落札者を決定した日 平成20年6月20日
- 5 落札者の住所及び氏名 名古屋港区潮見町37番地23 中川物産株式会社 代表取締役 中川 秀信
- 6 落札金額 114,030円 / kg
- 7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
(1) 部局の名称 岐阜県立多治見病院事務局総務課管財担当
(2) 所在地 多治見市前畑町5丁目161番地

損益計算書の要旨

。公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により岐阜市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十年七月十五日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 作業機関 岐阜市
- 二 作業種類 公共測量（都市計画基本図作成）
- 三 作業期間 平成十九年六月二十日から 同 二十年三月十九日まで
- 四 作業地域 岐阜市長が指定する場所

雑 報

。岐阜県市町村職員共済組合決算公告

地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第二十二条第三項の規定に基づき、平成十九年度決算の要旨を公告する。

平成二十年七月十五日

岐阜県市町村職員共済組合
理事長 土 野 守

（単位：千円）

経 理 区 分	短 期	長 期	預託金管理	業 務	保 健	宿 泊	貯 金	貸 付
---------	-----	-----	-------	-----	-----	-----	-----	-----

収	負担金	5,497,395	18,567,952		167,486	228,682				
	掛金	5,590,843	11,003,342			228,666				
入	施設収入・商品売上						149,494			
	組合員貸付金利息									402,389
	連合会交付金				88,558	6,724				8,374
	育児・介護休業手当金交付金	518,776								
	利息及び配当金	977		351,775			8	1,025,541		
	償還差益	750			1,217	747	363	22,196		
	その他収入	132,638			869	13,721	4,921	990		
	他経理から繰入金				31,216		17,000			
	前年度繰越支払準備金	988,548								
	計	12,729,927	29,571,294	351,775	289,346	478,540	171,786	1,048,727	410,763	
支	給付金	6,381,707								
	役員員給与				128,089	9,242	35,784	11,863	46,774	
	旅費・事務費				22,041	1,742	1,037	2,697	3,773	
	厚生費				202	476,215	64	21	64	
	商品仕入						12,334			
	飲食材料費						30,563			
	委託費				18,314					
	支払利息			351,775				892,605	323,565	
	掛金・負担金払込金		29,571,294							
	事務費負担金払込金									
	老人保健拠出金	1,757,715								
	退職者給付拠出金	2,171,101								
	介護納付金	1,117,938								
出	連合会払込金	204,380							46,074	

連合会拠出金	その他支出	563,752						
	他経理へ繰入金	10,381						
	次年度繰越支払準備金	31,216						
	計	976,334						
	差引当期利益金又は当期損失金	13,214,524	29,571,294	351,775	294,060	516,474	171,379	914,394
		- 484,597		0	- 4,714	- 37,934	407	134,333
								- 26,406

貸借対照表の要旨

資 産	流動資産	2,223,587	1,611,332	1,036,923	403,092	206,513	133,962	1,490,673	325,863
	固定資産			15,981,751	994	31	257,526	52,415,869	16,592,330
	資産合計	2,223,587	1,611,332	17,018,674	404,086	206,544	391,488	53,906,542	16,918,193
負 債	流動負債	56,535	1,611,332		3,505	64,688	7,549	51,619,433	674
	固定負債	976,334		17,018,674	157,800	18,179	8,644	19,052	15,293,106
	負債合計	1,032,869	1,611,332	17,018,674	161,305	82,867	16,193	51,638,485	15,293,780
資 本	資本剰余金						334,598		
	利益剰余金	1,190,718			242,781	123,677	40,697	2,268,057	1,624,413
	資本合計	1,190,718			242,781	123,677	375,295	2,268,057	1,624,413
負債・資本合計		2,223,587	1,611,332	17,018,674	404,086	206,544	391,488	53,906,542	16,918,193

平成二十年七月十五日印刷
平成二十年七月十五日発行

発行所 岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県 岐阜市 発行所

印刷者 岐阜市三輪ぶりとびあ十三
印刷所 岐阜市三輪ぶりとびあ十三
定価 一か年 四八〇〇〇円(送料共)(消費税二二八六円を含む)

飯 尾 文 芸 社